

神林地区地域まちづくり協議会設置に向けての意見

平成 23 年 2 月 8 日
神林地区地域審議会

平成 22 年度の神林地区地域審議会では、平成 23 年度から着手する「市民協働のまちづくり」について市から説明を受け、当地区における協議会のあり方について審議し、次のとおり意見を集約した。

1 地域まちづくり協議会設置に係る区域設定について

市民協働のまちづくりを進めるには、多くの意見を出してもらうために、話しやすく集まりやすい範囲での区域設定が必要である。

また、生活環境等が共通している区域で計画を立て、自治会や自治会同志が連携できる地区を推進の基本とすることが、さまざまな意見に対応できるものと考えられる。

さらに高齢化が進んでいく中で、年齢を重ねても社会の一員として関わっていけることが必要である。

以上のことから、神林地区での地域まちづくり協議会の区域設定は、小学校区単位とすることがよいと考えられる。

なお、小学校区単位を越えた対応も市民協働のまちづくりには必要と考えられる。

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

市民協働のまちづくりの基本が「地域活性化支援」であることから、幅広い財政支援を考えているということであるが、さまざまな意見を基にしての推進なので、これらの意見に対応できるよう財政支援はもとより人材支援も必要と考えられる。

3 その他

市民協働のまちづくりの意義を市民全体に浸透させるために、区長会や各集落に出向き説明を行い、計画づくりにおいては、集落事業、小学校区単位の公民館活動、その他の地域活動も考慮し、総合型地域スポーツクラブ希楽々等の組織とも連携し推進すること。